

## VIII 性的少数者の人権問題

### 1 これまでの取組

#### (1) 国内の情勢

- 性的少数者とは、同性愛者や両性愛者、こころの性とからだの性が一致しない人（トランスジェンダー等）などを指し、性的マイノリティともいいます。また、レズビアン（L：女性同性愛者）、ゲイ（G：男性同性愛者）、バイセクシュアル（B：両性愛者）、トランスジェンダー（T）の頭文字を取って、LGBTと言われることもあります。

このような人たちは少数であるため、社会において十分な理解が得られず、偏見の目を向けられたり、職場などで不適切な取扱いを受けたりすることがあります。

- 2004年（平成16年）7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害者であって、一定の条件を満たす場合は性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。2008年（平成20年）には、一部改定され、性別の変更要件が緩和されました。
- また、「事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」では、性的少数者に対するセクシュアル・ハラスメントも同指針の対象となることが明記され、2017年（平成29年）1月に施行されました。さらに、同年3月には「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定され、性的少数者である児童生徒に対するいじめを防止する項目が盛り込まれました。
- 昨今、同性パートナーシップ制度を導入する自治体が増えるなど、性的少数者の人権に関する社会的関心が高まっています。
- 性的少数者とはLGBTの4種類のことのみに指すわけではなく、\*<sup>1</sup>X ジェンダーや\*<sup>2</sup>アセクシュアルなど性のあり方は多種多様です。このため「性的少数者とそれ以外の人」ではなく、全ての人がかつ「性的指向や性自認」によって区別されることがないようにとの考え方から、Sexual Orientation（性的指向）と Gender Identity（性自認）、Gender Expression（性表現）の頭文字を取り、SOGIE（ソジイ）という言葉が使われるようになってきています。

#### (2) 県内の取組

- 県では2013年（平成25年度）から性的少数者への理解を深める講演会や映画の上映等を行っており、2017年度（平成29年度）はシンポジウムの開催や啓発漫画冊子「りんごの色」の作成を行いました。
- また、2018年度（平成30年度）は、性的少数者に対する啓発に取り組む団体からの要望を受け、県の申請書等における性別記載欄の見直しを実施し、性別記載欄のある様式のうち、約3割の様式から性別記載欄を削除することとしました。

\*<sup>1</sup> Xジェンダー＝性自認を男性・女性のいずれかとは明確に認識していない人。

\*<sup>2</sup> アセクシュアル＝男性・女性どちらに対しても、恋愛感情や性愛の感情を抱かない人。

## 2 現状・課題と基本方針

### (1) 現状と課題

- 今回調査では、関心のある人権問題で、性的指向と答えた人が前回調査から4.0ポイント増え、11.4%となっています。一方で、「性的少数者に関するところでどのような人権問題があるか」に対し、「特にない」「分からない」と答えた人が4割にのぼり、性的少数者に対する理解は十分とはいえない状況です。学校や職場等で、性的少数者に対する理解と配慮を進める必要があります。
- 性的少数者に関する相談窓口を充実するとともに、多様な性のあり方を認める教育・啓発が必要です。

### (2) 基本方針

誰もが自分の性的指向・性自認を尊重され、自分らしく生きることのできる社会の実現を目指し、教育・啓発、相談体制の充実に努めます。

## 3 個別分野の推進方針

### (1) 啓発活動の推進

- ①性的少数者であることを理由とした差別意識や偏見の解消に向けて啓発に取り組みます。
- ②性的少数者の人権に関する研修会を開催するなどし、性的少数者に関する知識を普及する機会を設けます。

### (2) 人権教育・啓発の推進

学校において、教育活動全体を通じて、多様な性についての理解を深める教育を進めます。また、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（平成27年4月30日文部科学省通知）に基づき、相談又は申し出については、当事者である児童生徒や保護者の意向等を踏まえ、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら、個別の事情に応じた対応に努めます。

### (3) 相談・支援・権利擁護の充実

- ①性的少数者に関する相談・支援体制の充実を図るとともに、その周知に努めます。
- ②地方公共団体の書類の様式をはじめ、不必要な性の記載項目を改善するよう努めます。

### (4) パートナーシップ制度の調査・研究

パートナーシップ制度を導入している自治体の制定・運用状況を把握するとともに、制度に関して県と市町村との意見交換を行います。